

平成26年度 第2回

# 行政監査結果報告書

「就学援助事務について」

板橋区監査委員

## 目 次

第 1	監査実施概要	1
I	監査テーマ	1
II	監査テーマ選定の趣旨	1
III	監査の着眼点	1
IV	監査対象	1
V	監査実施期間	1
VI	監査委員による聞き取り調査	2
第 2	監査結果	3
I	就学援助事務に関する現況と問題点	3
1	就学援助事務の概況	3
2	就学援助事務	9
3	特別支援教育就学奨励事務の概況	28
4	特別支援教育就学奨励事務	29
II	検討・改善を求める事項	44
着眼点 1	就学困難な児童・生徒に係る就学援助の事務は適正 かつ効率的に行われているか。	44
着眼点 2	小・中学生への教育の機会を確保するための支援は 公正かつ適切に行われているか。	46
III	総括意見	47

# 第 1 監査実施概要

## I 監査テーマ

「就学援助事務について」

## II 監査テーマ選定の趣旨

区は、経済的理由から小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品等必要な援助事業を行っている。就学援助の認定者は約 1 万人おり、認定率は約 35%を占めている。教育の機会を失わないための支援施策として、適正な制度運営を進めていくことが求められている。

そこで、平成 26 年度第 2 回行政監査では、就学援助事務について、就学困難な児童・生徒に係る就学援助の事務は適正かつ効率的に行われているか、小・中学生への教育の機会を確保するための支援は公正かつ適切に行われているか、などの観点から検証を行った。

## III 監査の着眼点

- 1 就学困難な児童・生徒に係る就学援助の事務は適正かつ効率的に行われているか。
- 2 小・中学生への教育の機会を確保するための支援は公正かつ適切に行われているか。

## IV 監査対象

教育委員会事務局 学務課

## V 監査実施期間

平成 26 年 6 月 27 日（金）～平成 26 年 12 月 25 日（木）

## VI 監査委員による聞き取り調査

監査委員による対象課からの聞き取り調査は、平成 26 年 8 月 4 日(月)及び 6 日(水)に行った。

## 第2 監査結果

### I 就学援助事務に関する現況と問題点

#### 1 就学援助事務の概況

##### (1) 就学援助制度

教育基本法では、教育の目的及び理念、教育の実施に関する基本等について定めている。同法第4条では、能力に応じた教育の機会均等について規定している。また、同法第5条第4項では、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。」こととしている。

しかし、子どもたちが学校生活を送るためには、授業料以外に学用品費、学校行事費、給食費等の費用が必要であり、この費用を負担することが困難な児童・生徒の保護者を支援する制度がある。この制度を就学援助といい、学校教育法第19条<sup>1</sup>に規定している保護者に対する援助に基づき、区市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行っている。対象者は、生活保護法に規定する要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下、「準要保護者」という。）である。

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下、「就学奨励法」という。）、学校給食法、学校保健法（現「学校保健安全法」）等に基づく各種の就学援助の事務処理方式の統一を図るため、国は昭和39年に「要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」を定めた。しかし、準要保護者の認定基準等は、区市町村ごとに定めているため、自治体間で対象者や

---

<sup>1</sup> 学校教育法第19条では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定している。

援助内容の違いが生じている。

国は、要保護者に係る就学援助に限定して国が対象とした費用を予算の範囲内で区市町村に補助している。また、準要保護者に対する国の補助は、平成 17 年就学奨励法の一部改正に伴い廃止となり、一般財源化<sup>2</sup> した。

平成 26 年 2 月に文部科学省が公表した平成 24 年度の全国における公立小中学校児童生徒総数は約 992 万 3 千人であり、要保護児童生徒数<sup>3</sup> は約 15 万 3 千人（就学援助率 1.54%）、準要保護児童生徒数<sup>4</sup> は約 139 万 9 千人（就学援助率 14.10%）、要保護・準要保護児童生徒数の合計は、約 155 万 2 千人（就学援助率 15.64%）であった。

全国の就学援助率は年々増加しており、就学援助制度の重要性が高まっている。

文部科学省が調査した平成 7～24 年度の全国における要保護・準要保護児童生徒数及び就学援助率の推移は図表 1、平成 22～24 年度の全国の要保護・準要保護児童生徒数は図表 2 のとおりである。

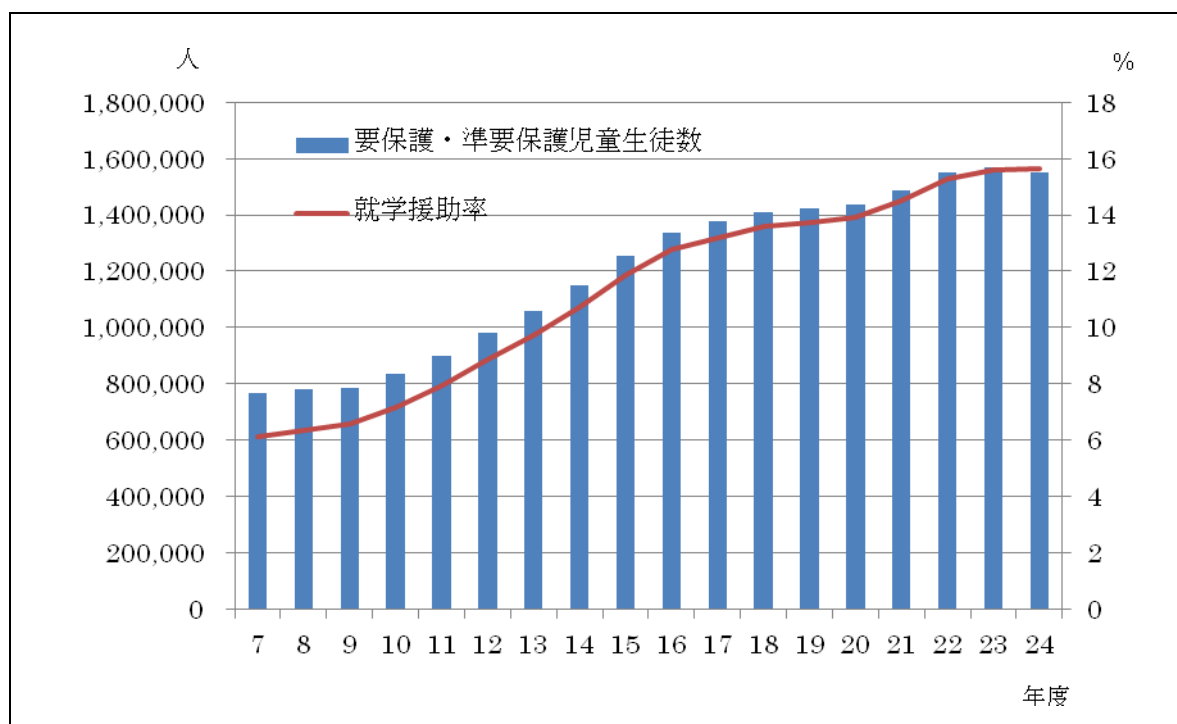
---

<sup>2</sup> 準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成 17 年度から国の補助が廃止となり、税源移譲が行われ区市町村が単独で実施することとなった。

<sup>3</sup> 生活保護法に規定する要保護児童生徒の数。

<sup>4</sup> 要保護児童生徒に準ずるものとして、区市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数。

図表1 全国における要保護・準要保護児童生徒数及び就学援助率の推移



※参考 文部科学省ホームページ

図表2 全国の要保護・準要保護児童生徒数

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
要保護・準要保護児童生徒数		1,551,083 人	1,567,831 人	1,552,023 人
内訳	要保護児童生徒数	147,755 人	152,060 人	152,947 人
	準要保護児童生徒数	1,403,328 人	1,415,771 人	1,399,076 人

※参考 文部科学省ホームページ

## (2) 区における就学援助制度

区は、教育の機会を失わないための支援として、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な学用品の購入等に係る援助費（以下、「援助費」という。）の支給を行っている。

区における援助費の支給に関して必要な事項は、「板橋区就学援助費支給要綱」（以下、「就学援助費要綱」という。）で定めている。この支援に関する事務は、学務課で行っている。

区の援助費の支給を受けることができる者（以下、「支給対象者」という。）は、就学援助費要綱第2条において、区内に居住し、国公立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者のうち、教育扶助を受けている者及び児童福祉法第7条に規定する収容施設に入所し、生活保護法に規定する教育扶助に相当する措置費の支給を受けている者（要保護者）、②生活保護法第6条第2項に規定する保護を必要とする者のうち、教育扶助を受けていない者及び教育委員会が規定する認定基準（以下、「認定基準」という。）に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者（準要保護者）、に該当する者としている。

なお、保護者の住民登録が区外であっても、児童・生徒の住民登録がある場合には、申請の対象としている。また、区に住民登録がない場合でも、特段の事情により区内に居住していることが証明できれば申請対象としている。

区外からの通学者（以下、「区域外通学者」という。）については支給対象者とはならず、居住地の区市町村で申請することとなる。

学務課は、就学援助費要綱第2条の要件を満たす申請者について、認定している。

準要保護者は、児童・生徒が属する世帯全員の所得が基準額以下である者としている。基準額は、厚生労働大臣の定める基準で算定される最低生活費（以下、「生活保護基準額」という。）を用いて、教育委



員会が算定<sup>5</sup>した額以下である者としている。ただし、資産を形成する上で一時的に所得額が低下した状態にある者等、準要保護者として認定することが著しく不相当と認められる者は除いている。

学務課では、平成 25 年度までは準要保護者の認定の際、前年 12 月末日現在の生活保護基準額を利用していた。しかし、平成 25 年 8 月に厚生労働省が生活扶助基準を見直したことから、平成 26 年度については、文部科学省からの「生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について（通知）」を踏まえ、これまで支援を受けていた児童・生徒の就学が困難にならないように、平成 25 年 7 月末日現在の生活保護基準額を利用して準要保護者を認定した。

また、そのほかに特別な事情があり、当該年度において生活の困窮をきたした者についても認定している。

文部科学省からの「平成 25 年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について」では、「制度の趣旨の徹底を図るとともに、保護者に対しては、広報等を通じ、この制度の趣旨及び申請手続について周知徹底を図ること。」としている。

学務課は、区ホームページ、わたしの便利帳で就学援助制度の案内を行っているが、広報いたばしや教育広報「いたばしの教育」での周知は行っていなかった。広報いたばしや「いたばしの教育」でも掲載し、広く制度の周知を図るよう検討されたい。

また、子ども家庭支援センターでは、区民向けに「いたばし子育て情報ブック 2013」を平成 25 年 7 月に発行している。この冊子の「就学準備」の項目には、就学援助制度の案内が掲載されている。

一方、文化・国際交流課では、外国籍住民に対して「板橋区外国籍住民のための生活情報」を平成 26 年 3 月に発行している。この冊子で

---

<sup>5</sup> 算式は、[生活扶助（1 類、2 類）＋期末一時扶助＋教育扶助（基準額、教材費、学習支援費）]×1.26＋[教育扶助（給食実費額）]＋住宅扶助（特別基準知事承認の 6 人以下世帯支給額）である。

は、就学援助制度の説明がされておらず、「各課で配布している外国語の資料」の項目には、学務課が「就学援助制度についてのお知らせ」を英語、中国語版で配布していることのみ掲載されていた。

他部署が作成している情報誌に就学援助制度の案内を掲載することで、区民に向けて情報発信が拡大される。学務課は、区民の就学援助制度について十分な理解を得るためにも、関係部署と連携して、児童・生徒の教育の機会を失わないための支援策の周知を行うべきである。

## 2 就学援助事務

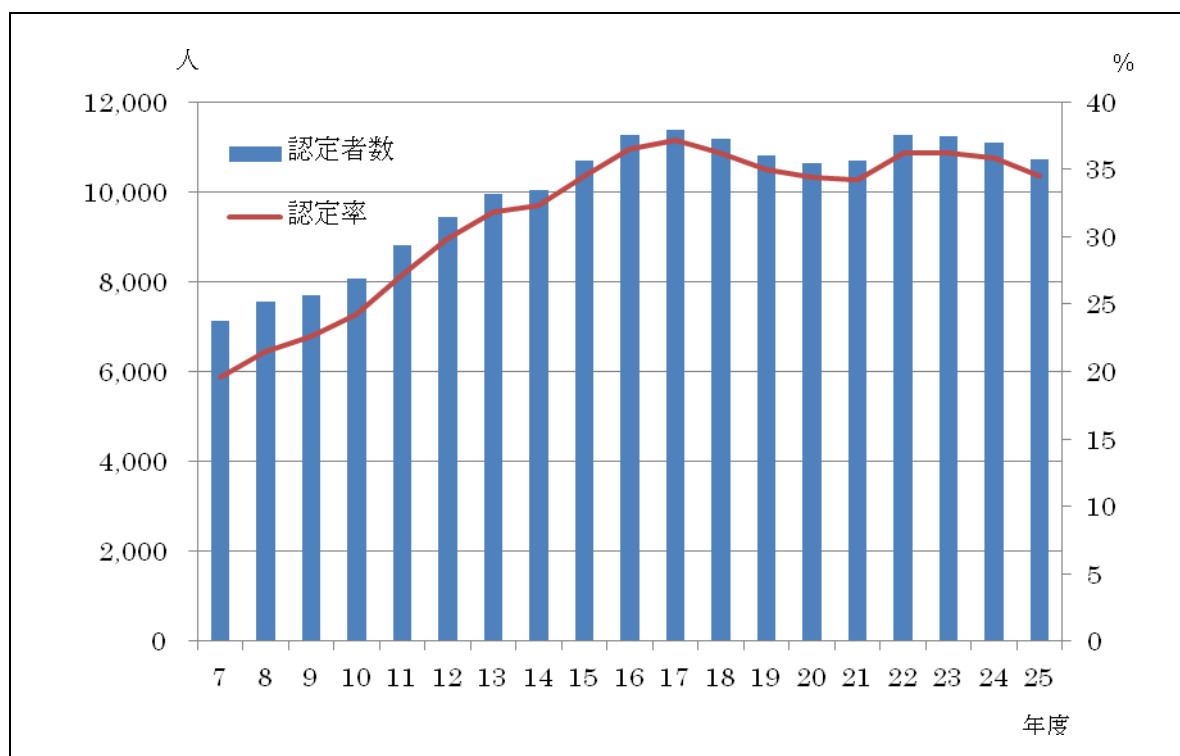
### (1) 支援状況

区では、就学援助の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数を合わせて認定者数としている。認定者数を区内区立小・中学校（以下、「区立小・中学校」という。）に在籍している児童・生徒数で除した数に100を乗じた数を認定率としている。

平成24年度の区における認定率は35.86%であり、全国における就学援助率15.64%と比較すると高いものになっている。

平成7～25年度の区における認定者数及び認定率の推移は図表3、平成23～25年度の認定者数及び認定率は図表4、就学援助支給実績額は図表5のとおりである。

図表3 区における認定者数及び認定率の推移



図表 4 認定者数及び認定率

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
児童・生徒数 ※1		31,026 人	30,971 人	31,018 人		
内訳	児童数	22,077 人	21,841 人	21,655 人		
	生徒数	8,949 人	9,130 人	9,363 人		
認定者数 ※2		11,228 人	11,106 人	10,714 人		
内訳	小学校	認定者数	7,237 人	7,133 人	6,808 人	
		内訳	要保護児童数	927 人	927 人	889 人
			準要保護児童数	6,310 人	6,206 人	5,919 人
	中学校	認定者数	3,991 人	3,973 人	3,906 人	
		内訳	要保護生徒数	525 人	529 人	515 人
			準要保護生徒数	3,466 人	3,444 人	3,391 人
認定率		36.19%	35.86%	34.54%		
内訳	小学校	32.78%	32.66%	31.44%		
	中学校	44.60%	43.52%	41.72%		

※1 各年度 5 月 1 日現在の区立小・中学校に在籍している児童・生徒数。

※2 各年度 3 月末日現在の認定者数。

図表 5 就学援助支給実績額

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就学援助支給額		924,307,591 円	923,624,612 円	911,310,502 円
内訳	小学校	486,111,413 円	481,590,928 円	468,950,588 円
	中学校	438,196,178 円	442,033,684 円	442,359,914 円

平成 25 年度の就学援助支給総額は約 9 億 1 千百万円であり、年々漸減傾向にあるものの、大きな財政負担となっている。他自治体との比較は、認定基準等が異なることから困難であるが、就学援助制度の妥当性について慎重に考えることが必要である。

援助費の項目（以下、「援助費目」という。）、支給内容、支給対象者、支給時期は、就学援助費要綱に規定されている。援助費目には、修学旅行費、学校行事費、学用品費、学校給食費等があり、援助費目ごとの支給額については教育長が定める額としている。支給対象者と認定された保護者（以下、「受給者」という。）には、援助費目の実費又はその一部が支給される。就学援助費の支給は、援助費目により対象学年、金額、支給時期が異なっている。また、上限金額のある援助費目もあり、保護者が小・中学校へ納付した金額と必ずしも同額となるわけではない。

要保護者については、生活保護における教育扶助受給で対象とならない援助費目について支給している。

平成 25 年度の援助費目等一覧は図表 6、平成 23～25 年度の小学校の就学援助支給実績は図表 7、中学校の就学援助支給実績は図表 8 のとおりである。

図表6 平成25年度の援助費目等一覧

援助費目	対象者	対象学年	支給時期
修学旅行費	要・準	小学校6年生 中学校3年生	5月以降随時
修学旅行支度金	準	小学校6年生 中学校3年生	5月以降随時
移動教室費	要・準	小学校5年生 中学校1年生又は2年生	7月以降随時
学校行事費	要・準	小・中学校全学年	年3回 学期終了後
宿泊施設費	要・準	小学校実施学年 中学校1年生又は2年生	7月以降随時
学用品費	準	小・中学校全学年	年3回 学期終了後
小学校入学準備金	準	小学校1年生（ただし、4月に受給資格のある者のみ）	7月以降随時
中学校入学準備金	準	小学校6年生（3月に受給資格があり、翌年度区に居住し公立中学校へ入学する者） 中学校1年生（ただし、4月に受給資格があり、小学校6年時未支給の者のみ）	3月以降随時
通学費	準	小・中学校全学年 （ただし、特別支援学級（固定）在籍者、特別支援学級（情緒・聴覚・言語）通級者、日本語学級通級者のみ）	11月、3月
体育実技用具費	準	小・中学校全学年	11月以降随時
卒業アルバム購入費	要・準	小学校6年生 中学校3年生 （ただし、3月に受給資格のある者のみ）	3月
学校給食費	準	小・中学校全学年	毎月 （8月を除く）
医療費	要・準	小・中学校全学年	毎月

※表中の「要」は要保護者、「準」は準要保護者の略称。

図表 7 小学校の就学援助支給実績

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給額		486,111,413 円	481,590,928 円	468,950,588 円
内 訳	修学旅行費	15,080,550 円	15,132,530 円	14,653,173 円
	(支給人数)	1,311 人	1,332 人	1,245 人
	修学旅行支度金	2,571,400 円	2,559,900 円	2,467,900 円
	(支給人数)	1,118 人	1,113 人	1,073 人
	移動教室費	8,124,326 円	8,332,720 円	7,955,195 円
	(支給人数)	1,234 人	1,260 人	1,247 人
	学校行事費	10,837,000 円	10,770,200 円	10,163,700 円
	(支給人数)	7,237 人	7,133 人	6,808 人
	宿泊施設費	36,636 円	43,929 円	31,894 円
	(支給人数)	8 人	11 人	7 人
	学用品費	110,051,100 円	108,427,200 円	102,874,200 円
	(支給人数)	6,310 人	6,202 人	5,919 人
	小学校入学準備金	20,633,690 円	21,028,260 円	20,680,110 円
	(支給人数)	889 人	906 人	891 人
	中学校入学準備金	27,452,120 円	27,739,440 円	27,190,920 円
	(支給人数)	1,051 人	1,062 人	1,041 人
	通学費	320,100 円	398,640 円	251,420 円
	(支給人数)	83 人	91 人	77 人
	卒業アルバム購入費	8,333,400 円	8,301,100 円	8,158,980 円
	(支給人数)	1,290 人	1,285 人	1,263 人
学校給食費	282,671,091 円	278,857,009 円	274,523,096 円	
(支給人数)	6,310 人	6,202 人	5,919 人	
医療費	0 円	0 円	0 円	
(支給人数)	0 人	0 人	0 人	

図表 8 中学校の就学援助支給実績

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給額		438,196,178 円	442,033,684 円	442,359,914 円
内 訳	修学旅行費	78,880,230 円	75,363,679 円	76,733,277 円
	(支給人数)	1,321 人	1,297 人	1,285 人
	修学旅行支度金	4,385,200 円	4,081,200 円	4,446,000 円
	(支給人数)	1,154 人	1,074 人	1,170 人
	移動教室費	12,609,503 円	13,803,373 円	13,511,252 円
	(支給人数)	1,230 人	1,353 人	1,244 人
	学校行事費	16,788,000 円	16,660,700 円	16,504,500 円
	(支給人数)	3,991 人	3,973 人	3,906 人
	宿泊施設費	16,544,001 円	20,372,633 円	21,193,542 円
	(支給人数)	540 人	756 人	749 人
	学用品費	107,215,500 円	107,250,900 円	105,489,600 円
	(支給人数)	3,466 人	3,444 人	3,391 人
	入学準備金	3,500,080 円	3,891,880 円	4,048,600 円
	(支給人数)	134 人	149 人	155 人
	通学費	671,440 円	764,150 円	461,470 円
	(支給人数)	78 人	79 人	60 人
	体育実技用具費	1,703,600 円	1,832,810 円	1,602,759 円
	(支給人数)	448 人	502 人	490 人
	卒業アルバム購入費	8,754,480 円	8,385,120 円	8,560,080 円
	(支給人数)	1,351 人	1,294 人	1,321 人
学校給食費	187,144,144 円	189,627,239 円	189,808,834 円	
(支給人数)	3,466 人	3,444 人	3,391 人	
医療費	0 円	0 円	0 円	
(支給人数)	0 人	0 人	0 人	

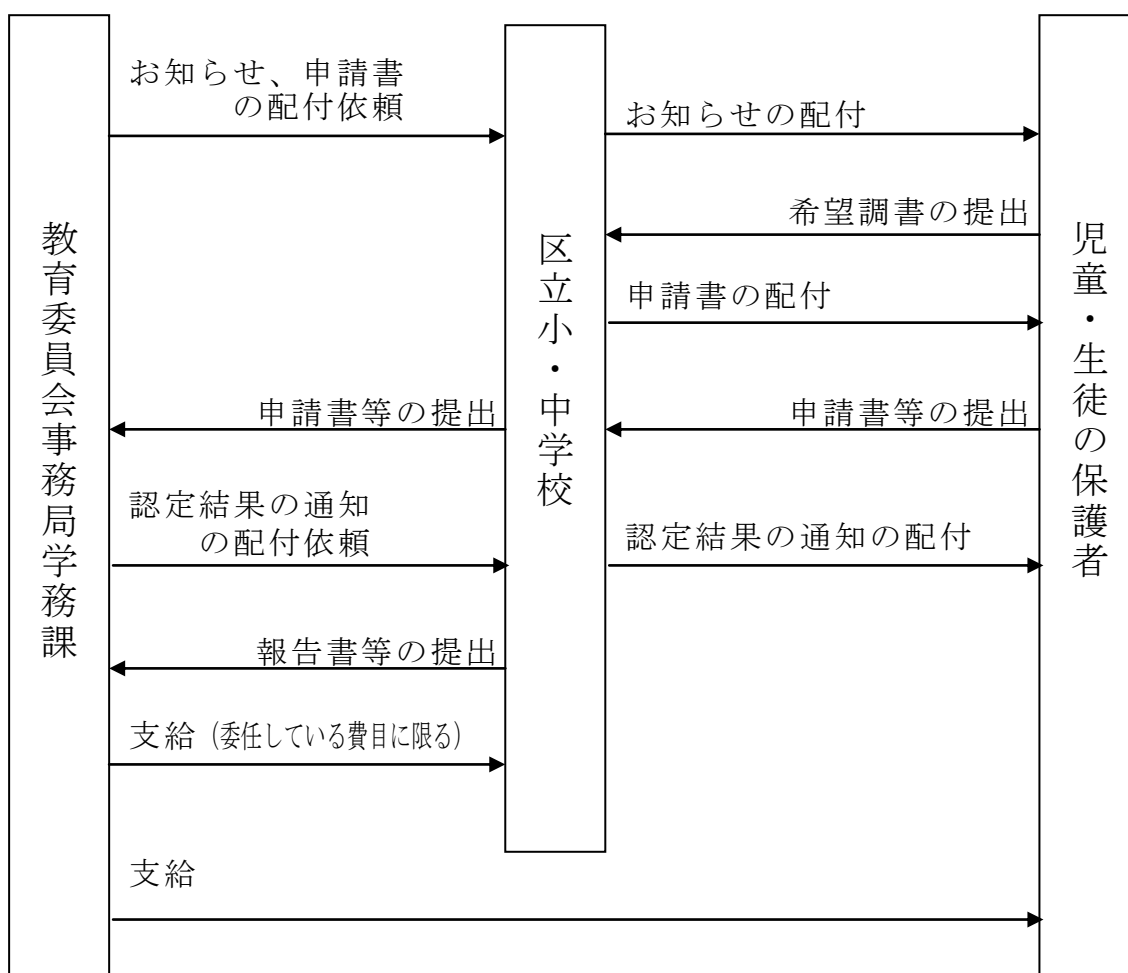


(2) 事務処理

① 区立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者への支援に対する事務

学務課では、区立小・中学校長を通じて保護者へ就学援助に係る書類の受渡し等を行っている。区立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者に対する就学援助の事務の流れは、図表9のとおりである。

図表9 就学援助の事務の流れ



学務課では、就学援助の事務経験がない区立小・中学校事務職員を対象に初任者説明会を毎年4月上旬に開催し、就学援助制度の内

容、事務の流れ等について説明を行っている。

また、学校の就学援助事務担当者を対象に全体説明会を4月中旬に開催し、「就学援助事務説明会手引」に基づき、就学援助の事務処理について説明している。学校の就学援助事務担当者は、配付された「就学援助事務説明会手引」を事務処理マニュアルとして活用している。

学務課と学校の事務担当者が、就学援助事務作業の効率的な処理方法や様式の見直し等について検討を行うことを目的に、就学援助事務検討会を開催している。就学援助事務検討会は、学務課の職員4名と学校の事務担当者の代表6名で構成されている。平成25年度は2回開催し、お知らせの様式変更や消費税増税による就学援助の支給単価の見直しについて説明等を行った。

#### ア 保護者への周知

学務課では、「就学援助制度についてのお知らせ」（以下、「就学援助のお知らせ」という。）を学校長に依頼して入学、進級時の4月初旬に児童・生徒を通じて保護者に配付している。「就学援助のお知らせ」の表面には、制度の趣旨、対象者、援助の内容、手続方法等が記載されている。裏面では、所得基準具体例、就学援助の内容を載せている。

「就学援助のお知らせ」【表面】は、図表10のとおりである。

図表 10 「就学援助のお知らせ」【表面】

平成 25 年度 就学援助制度についてのお知らせ

**重 要**

＜板橋区教育委員会＞

ご入学、ご進学おめでとうございます。板橋区では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的にお困りのご家庭に対して、学校でかかる費用の一部を援助する制度があります。下記の「受給希望調査兼委任状」により、受給希望の有無を確認いたします。

◎就学援助を受けることができる方

板橋区在住で、板橋区立の小中学校に通学している児童・生徒の保護者のうち

1. 生活保護を受けている方
2. 平成 24 年分の所得額が、板橋区教育委員会が定める基準額以下の方（資産を形成するうえで、一時的に所得が低下した場合は除きます。）基準額の具体例は、裏面をご覧ください。

（注）板橋区外に居住して板橋区の学校に通っている方は、居住地の教育委員会に申請してください。

◎援助の内容

修学旅行費、給食費、学用品費、学校行事費等について、実費またはその一部を支給いたします。各学年で、支給の内容が異なります。詳細は、裏面をご覧ください。

◎就学援助を受ける手続き

希望する方は別途、申請書を提出していただきます。ただし、小学 2～6 年生及び中学 2～3 年生で、昨年就学援助を受けていた方は、申請書の提出は必要ありません。審査は、平成 24 年分の所得額で行いますので、税の申告が済んでいない方は、必ず済ませておいてください。結果は 7 月上旬に学校あてに送付します。

**下記の受給希望調査は、希望の有無にかかわらず4月12日までに全員担任に提出してください。**

（注）小 2～小 6、中 2・3 で 3 月に仮認定の申請をした方も必ず提出してください。

キ リ ト リ 線

平成 25 年度 就学援助費受給希望調査兼委任状 平成 年 月 日

（学校名） \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 年 組 \_\_\_\_\_ 番 氏名 \_\_\_\_\_

該当する番号に○印をつけてください

☞新入学児童生徒の方（小学 1 年生、中学 1 年生）、または転入学児童生徒の方

1. 希望しない  
↓  
以上で記入は終了です。
2. 希望する  
↓  
下記に記入してください。

☞前年度に就学援助を受給していない方で、在校生の方（小学 2 年～6 年、中学 2～3 年生）

3. 希望しない  
↓  
以上で記入は終了です。
4. 今年は希望する  
↓  
下記に記入してください。

☞前年度に就学援助を受給していた方で、在校生の方（小学 2 年～6 年、中学 2～3 年生）

5. 今年は辞退する  
↓  
下記に記入してください。
6. 今年も希望する  
↓  
下記に記入してください。

**必ず押印してください。**

＜委任状＞ 次のことを板橋区教育委員会及び学校長に委任します。 1. 世帯状況、課税状況を就学援助の判定のために利用すること。 2. 就学援助に関する個人情報を板橋区電子計算組織に記録すること。 3. 就学援助の請求、受領に関する一切の権限を学校長に委任すること。	住所	板橋区
	保護者	(印)
	電話	

★★★ この用紙は全員回収します。必ず締め切りまでにご提出ください。★★★  
 ◆◆◆ 提出が無い場合は受給の意思がないものと見なします。◆◆◆

学務課では、学校長に「就学援助のお知らせ」を児童・生徒を通じて保護者に配付することを依頼しているが、学校から保護者へどのように制度周知を行っているか、細かく把握していなかった。保護者へ「就学援助費受給希望調書兼委任状」（以下、「希望調書」という。）も兼ねたA4両面印刷1枚の印刷物の配付だけで、保護者に制度内容が十分に伝わっているかどうか懸念される。

支援が必要であるにもかかわらず、「お知らせを読んだが内容が十分わからず、就学援助の希望をしなかった。」という事例がないよう、わかりやすい就学援助制度の周知を工夫されたい。また、「子どもが恥ずかしい思いをするから希望しなかった。」という考え等を払拭するような説明をすることも大切である。

学務課は4月に文書で、年度途中の転入学者がいた場合、「転入された方へ就学援助制度についてのお知らせ」を配付するよう各学校長に依頼している。就学援助は、認定基準、援助費目、支給金額等について、自治体により認定基準等が異なるため、他区市町村では対象者でなかったが、板橋区では支給対象者と認定されることもある。転入学者の保護者には、就学援助制度について十分な補足説明が必要である。学務課では、転入学者の保護者に対し、学校でどのような対応を行っているのか、細かく把握していなかった。就学援助を必要とする転入学者の保護者が漏れなく申請できるよう、転入学時の事務手続の際に説明する内容を統一的に定めるなど工夫されたい。

また、外国籍保護者に対応できるよう、「就学援助のお知らせ」及び「就学援助申請書記入のしかた」は英語、中国語、「転入された方へ就学援助制度についてのお知らせ」は英語、中国語、ハングルで作成している。外国籍保護者に対しても制度を正しく伝えることが重要である。

外国語版については、保護者のニーズに合った対応がとれるよ

う努められたい。

学務課では作成した「就学援助のお知らせ」や外国語版の「就学援助申請書記入のしかた」等の配付物を学校が必要に応じて活用できるよう全庁LANのポータルサイトに掲載し、共有化を図っている。

## イ 申請

「就学援助のお知らせ」は、キリトリ線より下の部分が希望調書になっており、学校長がこの希望調書により、保護者の就学援助受給希望の有無を確認している。保護者の手元には、希望調書をキリトリ線より切り離して学校長に提出するため、「就学援助のお知らせ」裏面に記載してある就学援助の内容が残らないこととなる。

保護者が就学援助の受給を希望しない場合は、希望しないと回答した希望調書を学校長に提出し、就学援助の受給を希望する場合は、希望すると回答した上で委任状に住所、保護者氏名、電話番号を記入、押印して学校長に提出している。保護者は、教育委員会及び学校長に、①世帯状況、課税状況を就学援助の判定のために利用すること、②就学援助に関する個人情報と板橋区電子計算組織に記録すること、③就学援助の請求、受領に関する一切の権限を学校長に委任すること、に同意することとなる。

学務課は、学校長が希望調書を回収することで、就学援助制度の内容について保護者に伝わっているとしている。希望調書の提出が無い場合は、学校長から保護者に提出を促している。それでも提出が無い場合は、希望調書に記載してあるとおりの受給の意思がないものとしている。保護者から提出された希望調書は学校で保管している。

就学援助の受給を希望する場合は、毎年度申請が必要である。

申請には、「就学援助費受給申請書兼委任状」(以下、「受給申請書」という。)と当該年度の前年の世帯全員の所得の証明書等が必要となる。

ただし、希望調書で受給を希望した保護者のうち、前年度の受給者(新中学一年生を除く。)については、就学援助費要綱第5条第3項に基づき、受給申請書の提出を不要としている。また、所得の証明書等の提出は、前年度の1月1日現在、区に住民登録があり、区が保有する特別区民税・都民税に関する業務の所得額、扶養関係等のデータを利用できる保護者については不要である。

受給申請書は、希望調書の回答に基づき、学校長が小学校1年生、中学校1年生の希望者、他の学年については新規希望者に配付している。保護者が学校長に提出した受給申請書、所得の証明書等は、学校長から学務課に提出している。

#### ウ 認定

学務課は、就学援助費要綱に基づき、申請者に係る書類の審査及び必要な調査を行い、援助費の支給対象者であると認めた場合に認定している。

年度当初4月中の申請で認定された場合は、4月から受給資格がある。就学援助費要綱第6条においては、「年度の途中における申請にあつては、原則として教育委員会が当該申請書を受理した月から認定するものとする。」と規定している。

#### エ 認定結果の通知

学務課は、認定結果について学校長を通じて、申請者へ通知している。

受給者には「就学援助受給の決定について(認定通知)」、受給否決者には「就学援助の判定結果について(否決通知)」、保留者

には「就学援助の判定結果について(保留通知)」を通知している。就学援助費要綱第7条では、受給者には「就学援助受給の決定について(本認定通知)」、受給否決者には「就学援助申請結果について(否決通知)」、保留者には「就学援助申請結果について(保留通知)」の様式が規定されている。就学援助費要綱に定められた様式と実際の通知の名称が異なっていた。今後、事務に支障がないよう様式を整備しておく必要がある。

平成25年度から通知の誤配付を防ぐため窓あき封筒を採用している。受給者には、通知送付の際に就学援助費支給予定表も同封し、援助費目、金額、支給時期等をお知らせしている。学務課は、7月の認定結果の通知の送付依頼時に、学校で手順に沿って事務処理が行えるよう「就学援助認定通知封入封緘作業確認書」(以下、「作業確認書」という。)を送付し、誤送付等により個人情報に関する事故が起きないように複数の職員で作業及び確認を行うよう防止策を講じていた。

しかし、学校で平成26年度の認定結果を申請者別に封入する際、誤って別の申請者の認定結果も重ねて同封し、配付した事故が発生した。学務課は、各学校長に対して作業確認書で細心の注意を払いチェックを行う指示を行っていたにもかかわらず、事故が発生したことを踏まえ、更なる事故再発防止策を講じ、個人情報の適正な管理に努められたい。

就学援助費要綱第6条では、「否決の決定を受けた者からの特別な事情による申立てにより、支給対象者であることが認められる場合には、当該申立てを受理した日の属する年度に係る申請書を受理した日の属する月から認定するものとする。」としている。

学務課から受給否決の結果が通知された申請者に対して、特別な事情がある場合は申立てを行うことができる記述を通知に設ける等、検討されたい。

## オ 支給

学務課では、就学援助費要綱第3条の規定に基づき、援助費目ごとの支給額について教育長の意思決定を行った上で、受給者へ支給することとしている。

平成25年度については、4月2日に各学校長に援助費目ごとの支給額が決定した通知を送付し、7月25日に受給者へ支給していたが、教育長の意思決定は9月2日に行っていた。事務を適正に行うには意思決定を行った上で、学校長へ通知し、受給者へ支給すべきであった。

平成26年度については、教育長の意思決定を行った上で、学務課は各学校長に通知し、受給者への支給を行うよう改めた。

学務課は、学校長からの報告等により、支給の手続を行っている。援助費の支給方法は、受給者の指定した口座又は委任を受けた学校長口座に振込みをしている。

なお、年度当初4月に申請した受給者には、4月に遡って7月に支給している。

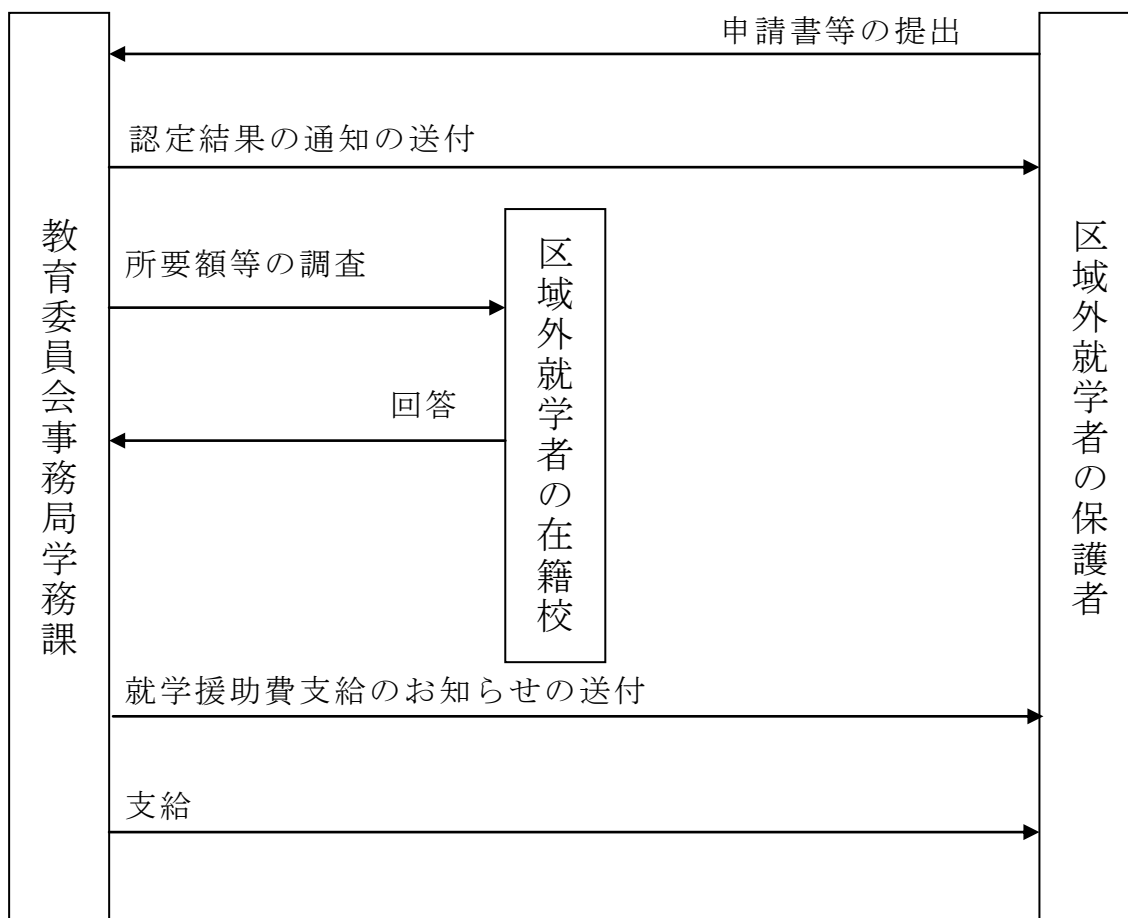
## ② 区外の国公立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者への支援に対する事務

区外の国公立小・中学校に在籍している児童・生徒（以下、「区域外就学者」という。）の保護者への就学援助の事務は学務課で行っている。

区域外就学者の就学援助の事務の流れは、図表11のとおりである。



図表 11 区域外就学者の就学援助の事務の流れ



学務課では、4月に新小学校1年生、新中学校1年生の区域外就学者については、区域外就学者用の「就学援助のお知らせ」と受給申請書を個別に郵送して、制度の周知と併せて申請の案内もしている。区域外就学者で前年度の受給者には、援助費の支給方法及び内容を記載した「就学援助費支給のお知らせ」を郵送している。その際、就学援助が継続できるように配慮し、当該年度の就学援助の受給申請書も同封している。

認定は、区立小・中学校の就学者と同様の基準で行っている。認定結果の通知についても同様の様式で申請者に郵送している。

学務課は、当該年度の1月に区域外就学者の在籍校の校長に「児童・生徒の就学援助費目所要等調査表」を送付して援助費の所要額

等の調査を依頼し、在籍校の校長からの経費報告を受けて、援助費の支給を翌年度4月に1年分まとめて行っている。

平成23～25年度の区域外就学者の認定者数は、図表12のとおりである。

図表12 区域外就学者の認定者数

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定者数		215人	182人	147人
内 訳	小学校	84人	71人	58人
	中学校	131人	111人	89人

### ③ 仮認定制度における事務

区立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者のうち、年度当初4月に就学援助の申請を行った申請者には、7月に認定結果が通知され、受給者には4月に遡って支給される。このため、認定されるまでの間に学校で必要な経費は、保護者が一時的に支払う必要が生じる。

区では、4月から6月までの学校給食費、修学旅行費、修学旅行支度金の一時的負担が困難な保護者に対して支援する制度がある。

この制度を仮認定制度といい、就学援助費要綱に基づき、前年度の3月末日の受給者（新中学1年生の保護者を除く。）のうち4月から直ちに援助費の受給を希望する保護者（以下、「仮認定希望者」という。）に対して、認定の結果が判明するまでの経費を一時的に立替えている。特別区の中で仮認定制度を実施しているのは、板橋区のみである。

要保護者に対しては修学旅行費を、準要保護者に対しては4月から6月分の学校給食費、修学旅行費、修学旅行支度金を立替え支給している。ただし、受給者と認められなかった場合には、仮認定期

間に支給された額を全額返還することとなる。

#### ア 仮認定申請

学務課は、2月に区立小・中学校の児童・生徒（小学校6年生及び中学校3年生を除く。）の保護者に、各学校長を通じて「就学援助仮認定制度のお知らせ」及び「就学援助仮認定受給希望調書兼申請書」（以下、「仮認定希望調書兼申請書」という。）を配付している。

各学校長は、保護者から提出された仮認定希望調書兼申請書において、仮認定受給希望の有無を確認している。

生活保護受給者を除く仮認定希望者は、申請書欄に必要事項を記入し、仮認定希望調書兼申請書と世帯全員の前年中の所得の証明書等を学校長に提出している。

保護者が提出した仮認定希望調書兼申請書のうち、受給希望調書部分については各学校で保管し、仮認定申請書部分及び所得の証明書等については学校長から学務課に提出されている。

#### イ 仮認定

学務課は、就学援助費要綱第6条第3項の規定において、仮認定希望者に係る書類の審査及び必要な調査を行い、仮認定基準に該当する場合は、当該年度の4月から6月までの間、援助費の支給対象者（以下、「仮認定者」という。）として認定している。仮認定基準は、準要保護認定基準と同様である。

仮認定の事務は、当該年度の特別区民税・都民税が確定していない時期に行うため、世帯全員の所得については、提出された書類で審査をしている。学務課では、仮認定は5千人以上の児童・生徒の世帯全員の所得を入力する作業を行う必要があり、しかも短期間で集中的に審査を行うことから、相当の事務作業であるとされている。

事務の効率化や業務執行体制の見直しを含めた検討、改善を図ることも必要である。

平成 25 年度の仮認定者数は、図表 13 のとおりである。

図表 13 平成 25 年度の仮認定者数

区分		小学校	中学校	合計
仮認定者数		4,234 人	1,900 人	6,134 人
内訳	要保護児童・生徒数	752 人	337 人	1,089 人
	準要保護児童・生徒数	3,482 人	1,563 人	5,045 人

#### ウ 仮認定結果の通知

学務課は、仮認定結果について、4月に各学校長を通じて仮認定希望者に通知している。仮認定者には「就学援助受給の決定について（仮認定通知）」、仮認定否決者には「就学援助仮認定判定結果について」を通知している。

就学援助費要綱第7条では、仮認定否決者に通知する「仮認定申請結果について（仮申請否決通知）」の様式が規定されているが、実際の通知の名称が異なっていた。今後、事務に支障がないよう様式を整備しておく必要がある。

仮認定者への通知「就学援助受給の決定について（仮認定通知）」には、「7月の再判定で否決となった場合は、支給した全額を返還していただきます。」と記載し、返還義務について通告している。

#### エ 支給

仮認定者への支給方法は、学校給食費については学校長口座、修学旅行支度金は仮認定者の指定した口座、中学校3年生の修学旅行費は学校長口座又は仮認定者の指定した口座に振込みをしている。

#### ④ 返還事務

受給者が援助費の支給を受けた後に、就学援助費要綱第 13 条の規定の事由に該当した場合は、援助費支給の全部又は一部を返還させることができるとしている。

事由とは、①援助費を取り消したとき、②児童・生徒の長期欠席、行事不参加等により援助費を使用しなかったとき、③仮認定者に対して改めて書類の審査及び必要な調査を行った結果、仮認定の期間に遡って受給者と認められないとき、④医療券の交付を受けた者が受給者と認められないとき、である。

学務課では返還する事由が発生した場合に、返還通知、納付書を当該者に送付して返還を求めている。しかし、平成 25 年度に返還事由が発生し、返還通知、納付書を送付したにもかかわらず、監査当日 7 件が返還されておらず、その総額は 46,710 円であった。

学務課では、通知を送付しても返還されないまま、年度を越えた場合については、再度返還を求めていなかった。返還が必要な場合については、年度を越えても返還を求めるべきである。

就学援助費要綱第 13 条に該当した事由については、返還を求める期限、通知や納付書の発送時期、手続等、返還に関する事務処理基準を定め、適正な返還事務を執行されたい。

なお、受給者には、返還が必要となる場合の要件を認定結果の通知時などに、事前に周知しておく必要がある。

### 3 特別支援教育就学奨励事務の概況

学校教育法第 81 条の規定に基づき、区立小・中学校に設置された特別支援学級には、固定学級<sup>6</sup> と通級指導学級<sup>7</sup>（以下、「通級学級」という。）がある。

特別支援学級に通っている児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を目的として、特別支援教育就学奨励制度があり、学務課では大きく 2 種類に分けて支援を行っている。

一つは、「板橋区特別支援教育就学奨励費支給要綱（以下、「就学奨励費要綱」という。）」に基づく特別支援教育就学奨励（以下、「就学奨励」という。）であり、もう一つは特別支援学級連合遠足、連合移動教室の参加費についての支援（以下、「校外教授費」という。）である。

就学奨励は国の補助事業であり、区内に住所を有し固定学級に在籍又は通級学級に通級している児童・生徒（以下、「通級者」という。）の保護者に対して支給している。

校外教授費は区の単独事業であり、区内の固定学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して支給し、住所要件は付していない。

学務課は、区内の固定学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して「就学奨励費のお知らせ」等で特別支援教育就学奨励制度の周知を行っているが、広く区民に向けた制度周知は行っていなかった。区ホームページ、わたしの便利帳、広報いたばし等で制度について広く周知を行い、支援を必要としている人に情報が十分行き届くように努められたい。

---

<sup>6</sup> 教育活動全般において、特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、学習活動の全部を小・中学校に設置された学級で受ける。

<sup>7</sup> 教育活動の一部において、特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍し、学習活動の一部を小・中学校に設置された学級に通級する。

## 4 特別支援教育就学奨励事務

### (1) 特別支援教育就学奨励（就学奨励）

#### ① 支援状況

就学奨励費要綱第2条においては、「就学奨励を支給する対象者は、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者で、生活保護法第13条の規定による教育扶助又は板橋区就学援助費支給要綱の規定による援助費の支給を受けていない者とする。ただし、就学援助受給者であっても、就学奨励の支給費目のうち、交流及び共同学習交通費、職場実習交通費については支給対象とする。また、小・中学校の通級学級に定期的に通級し特別の指導を受けている児童・生徒の保護者については、その通学に要する交通費のみを支給対象とする。」としている。

就学奨励の支給を受けようとする保護者は、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（以下、「需要額調書」という。）」、「委任状」、「委任状兼口座振込申込書」に必要事項を記入、必要書類を添付し、学校長を経由して学務課に提出している。また、区外の特別支援学級に在籍している、又は通級学級に定期的に通級し特別の指導を受けている児童・生徒（以下、「区域外就学者（固定・通級者）」という。）の保護者については学務課に直接申込を行う。

しかし、就学奨励についての周知は、区内の特別支援学級で配付する「就学奨励費のお知らせ」のみであり、区域外就学者（固定・通級者）は区の情報を得られる手段がない。就学奨励の目的及び申請方法などを区ホームページ、広報いたばし等でお知らせするなど周知徹底を図り、保護者に情報を十分に伝える必要がある。

学務課は、保護者から提出された需要額調書等に基づき、審査の上、支給対象者に該当するかどうかの認定を行い、その結果については、学校長を通じて固定学級の申請者に通知している。認定結果の通知には、発信者が教育委員会である記載はあるものの、問合せ

先の記載はなかった。教育委員会の記載だけでは、内容についての質問や意見をどこへ問合せすればよいのか保護者にはわからない。通知には、問合せ先を明記すべきである。

平成 23～25 年度の就学奨励認定者数は図表 14、就学奨励支給実績額は図表 15 のとおりである。

図表 14 就学奨励認定者数

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童・生徒数 ※1		372 人	363 人	359 人
内訳	小学校	225 人	221 人	210 人
	中学校	147 人	142 人	149 人
認定者数 ※2		106 人	97 人	79 人
内訳	小学校	63 人	59 人	45 人
	中学校	43 人	38 人	34 人

※1 各年度 5 月 1 日現在の区内の固定学級の児童・生徒数。

※2 各年度 3 月末日現在の認定された区内の固定学級の児童・生徒数。

図表 15 就学奨励支給実績額

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就学奨励支給額		4,946,767 円	4,352,426 円	3,986,564 円
内訳	小学校	2,217,512 円	2,093,575 円	1,653,867 円
	中学校	2,729,255 円	2,258,851 円	2,332,697 円

学務課は、就学奨励費要綱第 3 条に基づき、学校給食費、修学旅行費、入学準備金、学用品等購入費、校外活動等参加費、通学費、交流及び共同学習交通費、職場実習交通費の実費又はその一部を支給している。

就学奨励は、支給対象者及び支給区分に応じて支給基準費目、支



給内容等が異なっている。

就学奨励費要綱第4条において、「就学奨励費の支給額は、毎年度国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価に準じるものとし、予算に定める範囲内の額とする。」としている。しかし、学務課では、支給額的意思決定は行っていなかった。要綱に基づいた適正な支給手続となるよう改善されたい。

平成25年度の就学奨励の支給対象者及び支給区分の支給基準費目一覧は図表16、小学校の就学奨励支給実績は図表17、中学校の就学奨励支給実績は図表18のとおりである。

図表16 就学奨励の支給対象者及び支給区分の支給基準費目一覧

支給対象者及び 支給区分  支給基準費目	固定学級に在籍する児童・生徒の保護者			就学援助 受給者	通級者の 保護者 (就学援 助受給者 は除く)
	就学援助を受給していない保護者				
	支給区分				
	収入額が 需要額の 2.5倍未 満の世帯	収入額が 需要額の 2.5倍以 上の世帯	収入額が 需要額の 2.5倍以上 3.5倍未 満の世帯		
学校給食費	○				
修学旅行費	○				
入学準備金	○				
学用品等購入費	○				
校外活動等参加費	○				
通学費	○	○			○
交流及び共同学習交通費	○		○	○	
職場実習交通費	○		○	○	

※ 表中の「収入額」は保護者の属する世帯の収入の額、「需要額」は生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額。

図表 17 小学校の就学奨励支給実績

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給額		2,217,512 円	2,093,575 円	1,653,867 円
内 訳	学校給食費	1,308,145 円	1,234,915 円	914,620 円
	(支給人数)	58 人	54 人	39 人
	修学旅行費	175,100 円	101,500 円	91,350 円
	(支給人数)	17 人	10 人	9 人
	入学準備金	59,700 円	79,600 円	49,750 円
	(支給人数)	6 人	8 人	5 人
	学用品等購入費	317,737 円	299,700 円	215,062 円
	(支給人数)	58 人	54 人	39 人
	校外活動等参加費	43,790 円	40,770 円	29,445 円
	(支給人数)	58 人	54 人	39 人
	通学費	309,460 円	331,670 円	353,640 円
	(支給人数)	94 人	97 人	112 人
	交流及び共同学習交通費	3,580 円	5,420 円	0 円
	(支給人数)	26 人	38 人	0 人

図表 18 中学校の就学奨励支給実績

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給額		2,729,255 円	2,258,851 円	2,332,697 円
内 訳	学校給食費	1,082,620 円	1,004,920 円	963,000 円
	(支給人数)	38 人	36 人	33 人
	修学旅行費	334,200 円	328,800 円	328,800 円
	(支給人数)	12 人	10 人	12 人
	入学準備金	148,850 円	137,400 円	125,950 円
	(支給人数)	13 人	12 人	11 人
	学用品等購入費	412,300 円	382,461 円	355,337 円
	(支給人数)	38 人	36 人	32 人
	校外活動等参加費	37,060 円	36,870 円	27,250 円
	(支給人数)	34 人	34 人	25 人
	通学費	688,150 円	361,460 円	532,360 円
	(支給人数)	49 人	35 人	27 人
	交流及び共同学習交通費	17,775 円	0 円	0 円
	(支給人数)	20 人	0 人	0 人
職場実習交通費	8,300 円	6,940 円	0 円	
(支給人数)	11 人	10 人	0 人	

就学奨励費要綱第 11 条において、「受給者が偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたとき、または就学奨励を必要としなくなったときは、その認定を取り消すものとする。」としている。

同要綱第 12 条においては、「受給者が就学奨励の支給を受けた後、前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。」としている。

学務課では、就学奨励についての返還事例が発生していなかった

ことから、返還事務手順や様式等を定めていなかった。

受給者に返還事由が発生した場合は、返還しなければならないことを認定結果の通知時などに、事前に周知しておく必要がある。返還する事由が発生した場合に速やかに対応できるよう、予め手順や様式等を定めておくことが必要である。

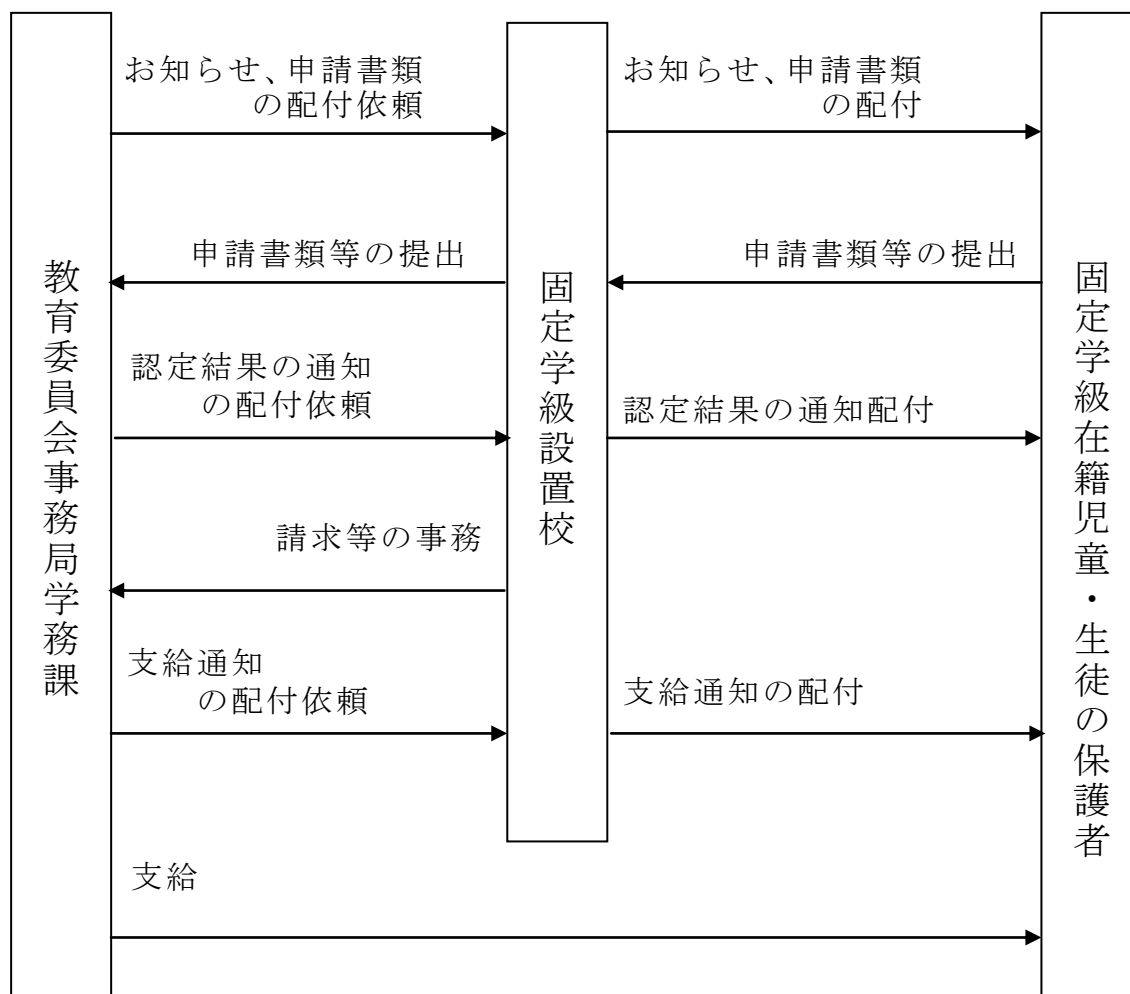
また、平成 25 年度には、就学奨励の受給を辞退する事例が発生した。しかし、辞退届の様式が定められておらず、辞退者から、「辞退の意思、児童、保護者の氏名」が記載された用紙が提出され、処理することとなった。就学援助同様に辞退届を作成するなど事務の執行に必要な様式を作成し、就学奨励費要綱に定めるなど適正な運用に努められたい。

## ② 事務処理

ア 固定学級に在籍している児童・生徒の保護者への支援に対する事務

学務課では、固定学級を設置している区立小・中学校（以下、「固定学級設置校」という。）の校長を通じて保護者へ就学奨励に係る書類の受渡し等を行っている。固定学級における就学奨励の事務の流れは、図表 19 のとおりである。

図表 19 固定学級における就学奨励の事務の流れ



学務課では、「就学奨励費のお知らせ」、「需要額調書」、「記入例」、「委任状」、「委任状兼口座振込申込書」を9月に固定学級設置校の校長を通じて保護者に配付している。

「就学奨励費のお知らせ」では、就学奨励制度の案内のほか、対象者、所得基準等が記載されている。

就学奨励の支給を希望する保護者は、必要事項を記入した「需要額調書」、「委任状」、「委任状兼口座振込申込書」等を固定学級設置校の校長に提出している。

「委任状」では、保護者が就学奨励費についての請求、受領等に関する一切の事務を学校長に委任している。「委任状兼口座振込

申込書」は、委任事項と口座振込の申込が一緒になった書類であり、保護者が教育委員会に、①就学奨励費を申請した世帯の世帯状況・課税状況を就学奨励費受給の判定のために利用すること、②就学奨励費に関する個人情報と板橋区電子計算組織に記録すること、についての同意書が含まれている。

保護者が提出した「委任状」は、「就学奨励費事務処理要領」に基づき各学校で保管している。「需要額調書」については、各学校で内容を点検した上で学校長認印欄に押印後、「委任状兼口座振込申込書」等と一緒に学務課に提出している。

提出された書類を基に、学務課で審査の上、支給対象者の認定を行っている。

支給区分については、就学奨励費要綱第5条で収入額が需要額の、①2.5倍未満の世帯、②2.5倍以上の世帯、③2.5倍以上3.5倍未満の世帯、の3つの区分が規定されている。

要綱上、支給区分が3つ規定されているにもかかわらず、平成25年度学務課では、収入額が需要額の2.5倍未満の世帯と2.5倍以上の世帯の2つの区分についてのみ分類し認定を行っており、2.5倍以上3.5倍未満の世帯区分については分類していなかった。

また、学務課では支給区分の分類後に認定結果の通知を作成し、固定学級設置校の校長にこの通知を申請者へ配付するよう依頼している。通知配付の際に学務課では、作業確認書、窓あき封筒を利用するよう固定学級設置校の校長に促していなかった。就学奨励の認定結果の通知についても誤配付等による個人情報の事故が起きないように対策を講ずる必要があり、就学援助の事務と同様に就学奨励においても個人情報保護に関する事故の防止策を徹底されたい。

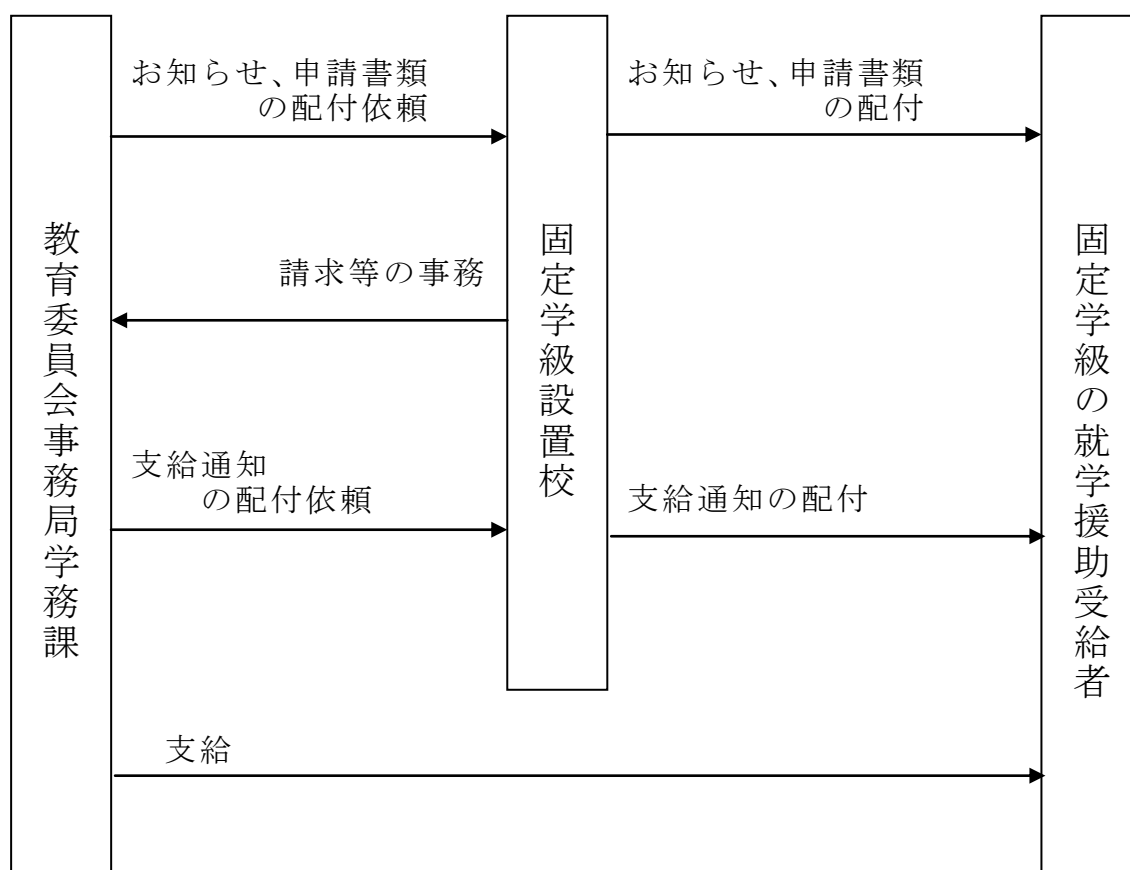
固定学級設置校の校長から学務課に「請求書」、「特別支援教育就学奨励費請求内訳書」が提出され、学務課では、これらの内容

確認を行った上で、固定学級設置校の校長を通じて受給者に「就学奨励費口座振替について」の通知（以下、「支給通知」という。）を送付し、受給者が指定した口座、若しくは学校長口座に振込みをしている。

#### イ 就学援助受給者への支援に対する事務

学務課では、固定学級設置校の校長を通じて保護者へ就学奨励に係る書類の受渡し等を行っている。固定学級の就学援助受給者に対する就学奨励の事務の流れは、図表 20 のとおりである。

図表 20 固定学級の就学援助受給者に対する就学奨励の事務の流れ



就学奨励費要綱第 2 条の規定では、「就学援助受給者であっても就学奨励の支給費目のうち、交流及び共同学習交通費、職場実習

交通費については支給対象とする。」としている。

しかし、平成 25 年度固定学級に在籍している児童・生徒の保護者へ配付した「就学奨励費のお知らせ」には、「就学援助を受けていない方で所得基準以内の方」が対象者であると記載されており、就学援助受給者は対象とされていなかった。平成 25 年度就学援助受給者からの就学奨励の申請は行われていなかった。

学務課は、固定学級の就学援助受給者のうち就学奨励の受給希望者には、支給基準費目は限定されるものの、申請ができることを漏れなく周知する必要がある。「就学奨励費のお知らせ」には、就学援助受給者も限定的ではあるが、支給対象となる支給基準費目があることを記載し、周知にあたっては公平性を失う恐れがないよう、改善を求める。

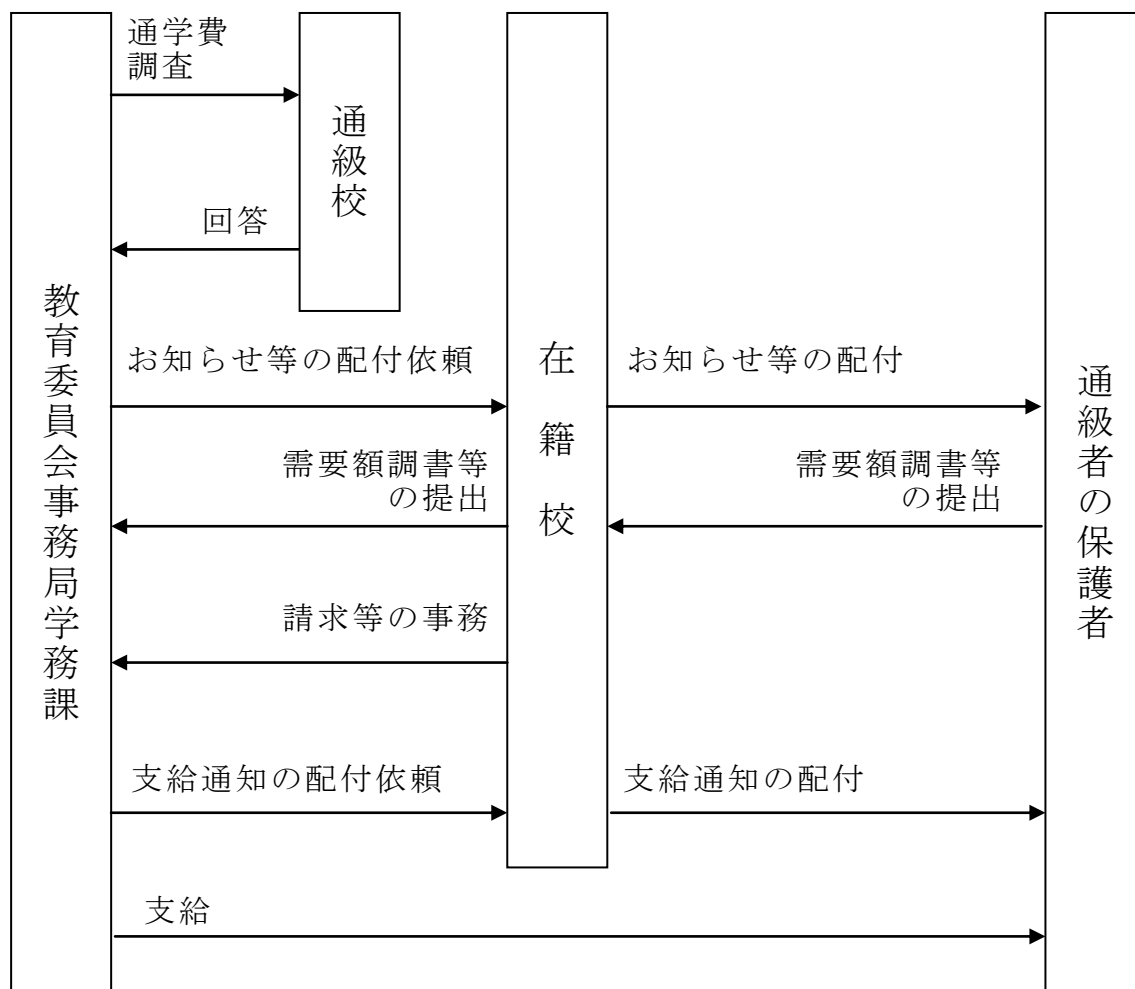
学務課では固定学級設置校の校長に対して、就学援助受給者の「需要額調書」等の申請書類の提出を不要とし、就学援助受給者についても、支給対象であるため請求等の事務処理を行うよう通知していた。学務課は、保護者から提出された「需要額調書」、「委任状」等に基づき審査の上、就学援助受給者が支給対象者に該当するかどうかの認定を行い、その結果について申請者に通知する必要がある。

ウ 通級学級に通級する児童・生徒の保護者への支援に対する事務  
通級者の通学に要する交通費について、就学援助受給者を除いた保護者に支給している。

通級者の保護者に対する就学奨励の事務の流れは、図表 21 のとおりである。



図表 21 通級者の保護者に対する就学奨励の事務の流れ



学務課では、通級者の通学費の算定事務を行うにあたり、通級校の校長に依頼して通級経路、回数、金額について調査を行っている。

学務課は、この調査結果を基に通学費が発生する通級者を対象に就学奨励の申請に必要な「就学奨励費のお知らせ」、「需要額調書」、「記入例」、「委任状兼口座振込申込書」を配付するよう在籍校の校長に依頼していた。徒歩、自転車等で通級学級に通学している通級者については、通学費が発生しないことを理由に事前に対象者から除外し、「就学奨励費のお知らせ」等の配付を行ってなかった。

通学費が発生する通級者の保護者が提出した「委任状兼口座振

込申込書」は、原本を各学校で保管している。在籍校の校長は、「需要額調書」の内容を点検した上で学校長認印欄に押印後、「委任状兼口座振込申込書」の写しと一緒に学務課に提出している。

在籍校の校長は、学務課に「請求書」、「特別支援教育就学奨励費請求内訳書」を提出している。これに基づき学務課は、内容確認を行った上で、在籍校の校長を通じて保護者に支給通知を送付し、通学費の支給を行っていた。

学務課は、保護者が就学奨励の申請を行う前に通学費の算定事務のための調査を行い、支給対象者を選定していた。この通学費の調査は、申請者に対して行うべきものであり、通級者の交通費を申請者以外の者から事前に聴取するといったことがないよう事務手続の基準を定め、マニュアル等も作成しておく必要がある。

また、学務課は申請した通級者の保護者に対して就学奨励費要綱第7条第1項に規定する支給認定を行っておらず、認定結果も通知せずに支給を行っていた。要綱に基づき、支給対象者に該当するかどうかの認定を行い、申請者に対して認定の結果を通知する等適正な事務を執行するよう改善を求める。

(3) 特別支援教育就学奨励（校外教授費）

① 支援状況

固定学級に在籍している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資することを目的に、特別支援学級連合遠足、連合移動教室の参加者の保護者に経費の全額を補助している。これが特別支援教育就学奨励の校外教授費である。

校外教授費は、支給に関して定めた要綱等がなく、目的、対象、手続等の基準が明確に規定されていないまま、事務処理が行われていた。

また、事務処理手順を定めたマニュアル等も作成されておらず、区ホームページ、広報いたばし等で制度周知も行っていなかった。

学務課は、早急に要綱等で支給に関する目的、対象、事務手続について基準を定め、マニュアルを作成するなど事務処理手順を整えて、事務の適正化を図るよう強く改善を求める。

平成 23～25 年度の校外教授費支給実績は、図表 22 のとおりである。

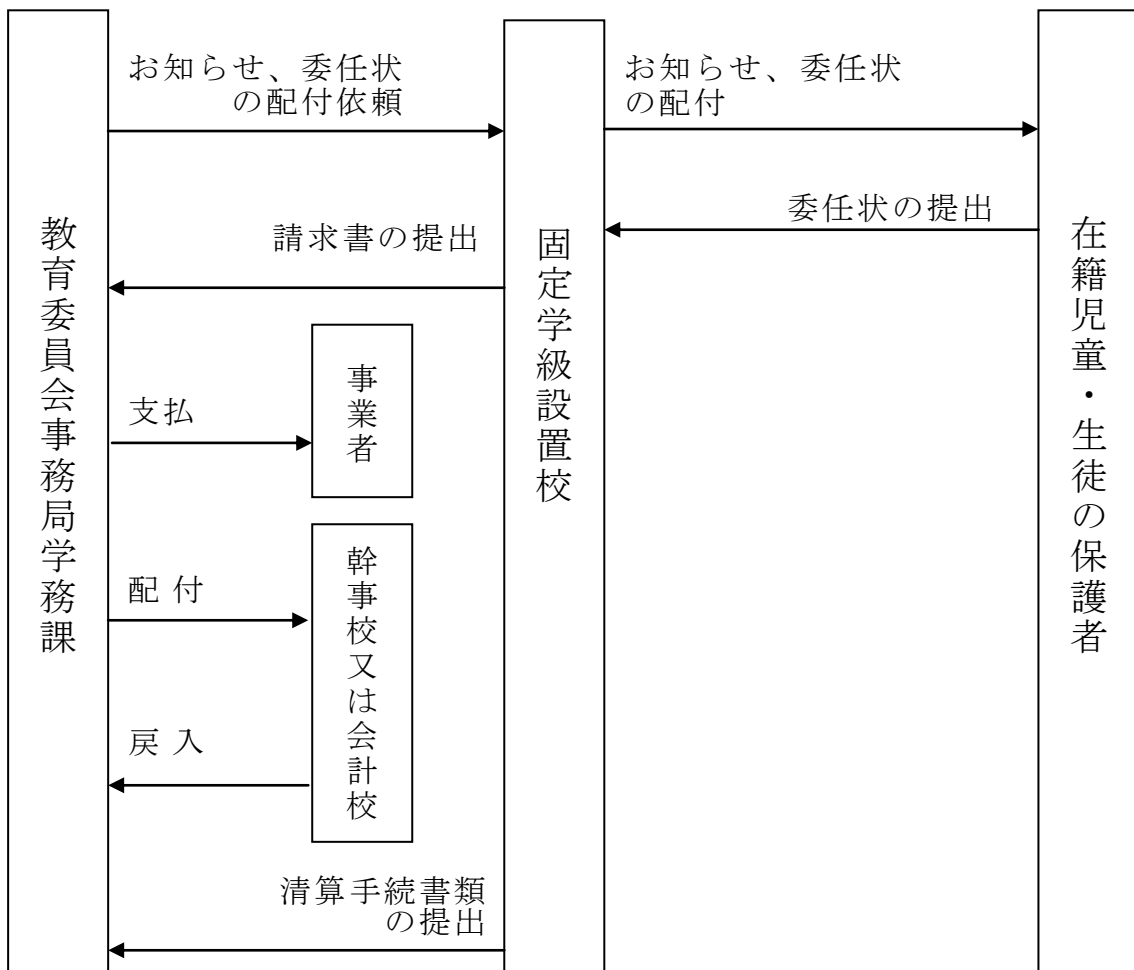
図表 22 校外教授費支給実績

区分				平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給額				7,255,724 円	6,967,213 円	7,568,155 円
内訳	小学校	連合移動教室 (5、6年生)	支給額	1,450,825 円	1,292,016 円	1,528,490 円
			支給人数	81 人	86 人	85 人
	中学校	連合遠足 (全学年)	支給額	705,132 円	651,619 円	692,806 円
			支給人数	138 人	133 人	141 人
		連合移動教室 (全学年)	支給額	5,099,767 円	5,023,578 円	5,346,859 円
			支給人数	135 人	133 人	139 人

② 事務処理

学務課では、固定学級設置校の校長を通じて保護者へ校外教授費に係る書類の受渡し等を行っている。校外教授費の事務の流れは、図表 23 のとおりである。

図表 23 校外教授費の事務の流れ



連合遠足、連合移動教室の事業については、固定学級設置校の校長会幹事校が中心となって計画している。学務課は、事業の計画に基づき固定学級設置校の校長を通じて、「就学奨励費（連合遠足、連合移動教室）支給についてのお知らせ」、「委任状」を保護者に配付し、校外教授費を周知していた。参加を希望する児童・生徒の保護者は、校外教授費について、請求・受領・支払・返納に関する一切

の権限を学校長に委任するとした委任状を固定学級設置校の校長に提出している。提出された委任状は、固定学級設置校で保管している。

固定学級設置校の校長が学務課に事業の参加予定者及び保護者の氏名を記載した「就学奨励費請求書」を提出し、これに基づき学務課は、内容確認を行った上で、支給の手続を行っている。

校外教授費の支給は、資金前渡で学務課長が受領していた。受領後学務課では、校外教授費のうち交通費等を事業者に支払い、それ以外の経費については各幹事校や会計校に配付している。

事業終了後、固定学級設置校の校長から当日の欠席人数と戻入金額等が記載された「戻入理由書」が提出され、学務課が清算手続を行っていた。

学務課では、事業の参加予定者は「就学奨励費請求書」で把握していたが、具体的な当日の参加者は把握していなかった。校外教授費は本来、参加者の保護者に対する補助であることを踏まえ、参加者及び保護者を把握する必要がある。

中学生の連合遠足、連合移動教室では、参加を予定していた欠席者について取消料以外に写真代、行事教材費が参加者と同額支給され、戻入された金額はなかった。また、幹事校又は会計校で、どのような会計処理が行われているかについて、学務課は把握していなかった。欠席者に写真代や行事教材費が必要であるか会計報告等で確認するべきである。根拠となる基準等を明確に定めるとともに、必要書類も併せて整備されたい。

## II 検討・改善を求める事項

### 着眼点1 就学困難な児童・生徒に係る就学援助の事務は適正かつ効率的に行われているか。

#### 1 就学援助における返還事務の適正化

学務課では、返還通知を送付しても返還されないまま、年度を越えた場合については、再度返還を求めていなかった。返還が必要な場合については、年度を越えても返還を求めるべきである。

板橋区就学援助費支給要綱第13条に該当した事由については、返還を求める期限、通知や納付書の発送時期、手続等、返還に関する事務処理基準を定め、適正な返還事務を執行されたい。

なお、就学援助受給者には、返還が必要となる場合の要件を認定結果の通知時などに、事前に周知しておく必要がある。(P27)

#### 2 特別支援教育就学奨励（就学奨励）の支給認定事務等の適正化

学務課は、保護者が就学奨励の申請を行う前に通学費の算定事務のための調査を行い、支給対象者を選定していた。この通学費の調査は、申請者に対して行うべきものであり、通級者の交通費を申請者以外の者から事前に聴取するといったことがないよう事務手続の基準を定め、マニュアル等も作成しておく必要がある。

また、学務課は申請した通級者の保護者に対して板橋区特別支援教育就学奨励費支給要綱第7条第1項に規定する支給認定を行っておらず、認定結果も通知せずに支給を行っていた。要綱に基づき、支給対象者に該当するかどうかの認定を行い、申請者に対して認定の結果を通知する等適正な事務を執行するよう改善を求める。(P40)

### 3 特別支援教育就学奨励(校外教授費)における事業要綱等の整備

校外教授費は、支給に関して定めた要綱等がなく、目的、対象、手続等の基準が明確に規定されていないまま、事務処理が行われていた。

また、事務処理手順を定めたマニュアル等も作成されておらず、区ホームページ、広報いたばし等で制度周知も行っていなかった。

学務課は、早急に要綱等で支給に関する目的、対象、事務手続について基準を定め、マニュアルを作成するなど事務処理手順を整えて、事務の適正化を図るよう強く改善を求める。(P41)

### 4 特別支援教育就学奨励(校外教授費)における履行状況確認の適正化

学務課では、事業の参加予定者は「就学奨励費請求書」で把握していたが、具体的な当日の参加者は把握していなかった。校外教授費は本来、参加者の保護者に対する補助であることを踏まえ、参加者及び保護者を把握する必要がある。

中学生の連合遠足、連合移動教室では、参加を予定していた欠席者について取消料以外に写真代、行事教材費が参加者と同額支給され、戻入された金額はなかった。また、幹事校又は会計校で、どのような会計処理が行われているかについて、学務課は把握していなかった。欠席者に写真代や行事教材費が必要であるか会計報告等で確認すべきである。根拠となる基準等を明確に定めるとともに、必要書類も併せて整備されたい。(P43)

着眼点2 小・中学生への教育の機会を確保するための支援は公正かつ適切に行われているか。

1 広く区民に向けた特別支援教育就学奨励制度周知の充実

学務課は、区内の固定学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して「就学奨励費のお知らせ」等で特別支援教育就学奨励制度の周知を行っているが、広く区民に向けた制度周知は行っていなかった。区ホームページ、わたしの便利帳、広報いたばし等で制度について広く周知を行い、支援を必要としている人に情報が十分行き届くように努められたい。(P28)

2 特別支援教育就学奨励(就学奨励)における周知方法の改善

平成25年度固定学級に在籍している児童・生徒の保護者へ配付した「就学奨励費のお知らせ」には、「就学援助を受けていない方で所得基準以内の方」が対象者であると記載されており、就学援助受給者は対象とされていなかった。平成25年度就学援助受給者からの就学奨励の申請は行われていなかった。

学務課は、固定学級の就学援助受給者のうち就学奨励の受給希望者には、支給基準費目は限定されるものの、申請ができることを漏れなく周知する必要があった。「就学奨励費のお知らせ」には、就学援助受給者も限定的ではあるが、支給対象となる支給基準費目があることを記載し、周知にあたっては公平性を失う恐れがないよう、改善を求める。(P38)



### Ⅲ 総括意見

以上、就学援助事務について指摘し、検討・改善を求めてきたが、最後に総括的な意見を述べる。

平成 26 年 2 月に文部科学省が平成 24 年度の全国の就学援助率が 15.64%であると公表しており、就学援助率は 17 年連続して上昇している。また、厚生労働省で実施した平成 25 年国民生活基礎調査では、平成 24 年の子どもの貧困率は 16.3%と前回の平成 22 年調査時の 15.7%と比較し 0.6 ポイント上昇している。

区には、貧困の連鎖を防ぐためにも経済的理由による就学困難な児童・生徒に対して、義務教育を円滑に受けることができるよう環境を整備し、教育を受けるための支援が十分に得られるよう施策の展開を求めたい。

そのためには、まず、第一に、子どもたちが教育の機会を失することのないよう、就学の支援制度を確実に周知し、必要な援助が漏れなく受けられるようにすることが重要である。

区は、未来を担う子どもたち誰もが教育を受ける機会を与えられ、就学援助等の支援を劣等感、卑屈感を抱かずに抵抗なく受けられるように区民に向けてわかりやすい明確な周知を心がけ、制度を正しく理解してもらうことが大切である。

また、支援が必要であるにもかかわらず、制度を「知らない」、「知らなかった」などの遺漏がないよう広報手段を大いに活用して、対象者だけでなく、広く区民に周知を図られたい。

平成 25 年度の事務手続において、就学援助は返還事務、就学奨励は支給認定事務、校外教授費は支給事務に関して、一部不適切な事務処理が見受けられた。区は、早急に改善を図るとともに、適切な基準に基づき

事務手続を遂行されたい。今後、事務手順マニュアルを作成するなど、より一層の取組が大切である。

区では、今年度に入ってから個人情報に関する事故が複数報告されている。個人情報に関する漏えい、紛失等の事故は、個々の不注意から発生するものである。就学援助にかかわる情報は、特に配慮を要する個人情報であり、事故が起きないように細心の注意を払い、個人情報の保護に関する徹底した取組が必要である。

第二に、教育委員会事務局と区立小・中学校との事務連絡を徹底することが重要である。

就学援助事務は、学務課の事務事業であるが保護者とのかかわりは、学校長を通じて行うことが多い。この事業は、学校と保護者との間で、十分な説明が行われることが適正な手続を進める上で不可欠である。学校が保護者に対して、連絡事項をどのように伝えているのか、学務課が学校側の状況を常に把握しておく必要がある。

適正な事務処理を行うためにも、学校長、教員、事務職員等が連携し、学校内で常に情報の共有、支援に対する共通理解を図ることが重要である。

教育委員会事務局と学校が、なお一層、就学援助事務に関する共通認識を深め、連携強化が図られることを望む。

最後に就学援助は対象者も多く、多額の財政負担を伴うものであり、より適正な事務処理が求められることを関係職員が十分認識すべきである。

以上の視点を踏まえ、次代を担う児童・生徒たちの教育を受ける権利が守られ、心豊かに学校生活を送り、社会へ羽ばたいていくことができるような取組を期待する。

平成26年度 第2回 行政監査結果報告書

「就学援助事務について」

(平成27年2月発行)

刊行物番号
-------

26-125
--------

発行 板橋区監査委員事務局

住所 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています